

## 平成29年分の所得税の「還付申告」は、事前にご相談を受け付けいたします。

平成29年分の所得税の確定申告期間は、2月16日（金）～3月15日（木）となっておりますが、下記の表の内容で申告をされる方を対象に、事前の申告相談をお受けいたします。なお『青色申告』や『申告分離課税、損失の繰り越し、贈与税』などを含む申告相談は、役場では受け付けできませんのでご注意ください。

●受付場所 役場1階多目的ホール

●受付時間 午前9時～11時 午後1時～3時

期 日	申告内容
2月9日（金）～15日（木） （土・日曜日、祝日は除く）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所得税が源泉徴収されている給与所得の方や、年金所得の方で申告をされる方</li> <li>・給与所得の方と年金所得の方で、新たに『住宅借入金等特別控除』を受ける方</li> <li>・農業所得の『収支内訳書』を作成して毎年役場で申告されている方</li> </ul>

申告に必要なもの ※税務署では、1月4日（木）から所得税の還付申告を受け付けています。

- ①申告書（税務署、町から送付を受けた方）またはお知らせはがき
  - ②印鑑（スタンプ式以外）
  - ③給与所得や公的年金等の源泉徴収票（原本）
  - ④申告者名義の預貯金口座番号が分かるもの
  - ⑤国民健康保険税、介護保険料の支払額がわかる書類、国民年金保険料の支払証明書
  - ⑥障害者手帳・療育手帳など
  - ⑦生命保険料・地震保険料などの控除証明書
  - ⑧医療費控除の明細書、医療費通知、または医療費の領収書（原本）、および保険金や高額医療費などで補てんされる金額が分かる書類
  - ⑨住宅借入金等特別控除に必要な書類
  - ⑩本人確認書類 マイナンバーカード（個人番号カード）と写し、または通知カードと写しおよび運転免許証などの身分証明書と写し
- ※代理申請の場合は、①代理人の身元確認（個人番号カードや運転免許証）②申告者の番号確認（個人番号カードまたは通知カードの写しなど）
- ※利根町以外に居住している方を、扶養親族として申告する場合は、その方の『住所・氏名・生年月日・個人番号』をご記入いただけます。

### 所得税が源泉徴収されている給与所得の方と年金所得の方で申告をされる方へ

所得税が源泉徴収されている給与所得の方や、所得税が源泉徴収されている年金所得の方を対象に、下記のような場合は確定申告の相談を受け付けします。

- ①給与所得のみの方で、給与所得の年末調整の内容に変更が生じて申告が必要な場合
- ②給与所得のみの方で、給与収入が103万円以下で所得税が源泉徴収されていて申告で還付を受ける場合
- ③給与を2カ所以上から受けている場合
- ④年金所得のみの方や、給与所得と年金所得の双方ともある方で、所得控除（社会保険料、小規模企業共済等掛金、生命保険料、地震保険料、寡婦寡夫、障害者、配偶者、扶養、雑損、医療費、寄附金などの控除）の申告をされる場合
- ⑤年金を2カ所以上から受けている場合

### 医療費控除について

本人や生計を一にする配偶者その他の親族のために、平成29年1月1日から12月31日までに実際に支払った医療費があるときは、申告することにより所得税が還付される場合がありますのでご相談ください。

### ※医療費控除額の計算方法

その年中に支払った医療費	—	保険金などで補てんされる金額	—	10万円または所得金額の5%（いずれか少ない方の金額）	—	医療費控除額（最高200万円）
--------------	---	----------------	---	-----------------------------	---	-----------------



### 農業所得の『収支内訳書』を作成し、毎年役場で申告されている方へ

農業所得の申告は、収支計算による「収支内訳書」の添付が必要なため、一般の方より相談時間が長くなります。収入や必要経費の計上方法および減価償却費の計算などでよくわからない方は、申告期間中は大変混雑しますので、申告相談期間に必要な書類を持参してご相談ください。

農業所得に係る伝票（出荷伝票）や領収書を保存して、帳簿などに記帳し、集計することが必要です。

平成29年分の申告書をスムーズに記入できるよう、お早めに「収支内訳書」の作成の準備を進めましょう。

その他、収支計算には、次のことも確認しておきましょう！

- ・昨年申告した「申告書の写し」と「収支内訳書の写し」
- ・減価償却資産（農機具や倉庫）の「取得年月日・取得価額」および「耐用年数」ならびに「償却率」

### 新たに『住宅借入金等特別控除（認定長期優良住宅を含む）』を受ける方へ

平成29年中に住宅ローンなどを利用してマイホームの新築、購入、増改築などを行い、居住の用に供した場合、一定の要件に当てはまれば『住宅借入金等特別控除』を受けることができます。

「申告に必要なもの」と併せて、右記①～⑥までの書類もお持ちください。

なお、**認定長期優良住宅の控除を受ける場合は⑦、⑧も必要になります。**



### 必要なもの

#### 「収支内訳書の下書き書」

収支内訳書を作成するための収支計算には、次のことが必要です。

- 販売した農産物などの出荷伝票、請求書、領収書などの記録および保存
- 家事消費（自宅用や親族または知人への贈答用）した農産物の数量の記録
- 事業消費（育苗用や農地の借地料の対価として支払った米など）した農産物の数量の記録
- 年末に在庫（未販売および未消費）となった農産物、肥料、農薬、諸材料などの記録
- 経費の領収書や請求書などの保存および記録

### 必要なもの

- ①住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書
- ②売買（請負）契約書の写し
- ③登記事項証明書
- ④増改築の場合は、建築確認済証の写し、検査済証の写しまたは増改築等工事証明書
- ⑤補助金などの交付を受ける場合は、その額を証する書類もしくはその写し
- ⑥住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合は、その額を証する書類もしくはその写し
- ⑦長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し
- ⑧住宅用家屋証明書の写し、または認定長期優良住宅建築証明書

## 竜ヶ崎税務署からのお知らせ

### 【医療費控除を適用される方へ】

平成29年分の確定申告から、医療費控除は領収書の提出が不要となりました。

なお、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となり、税務署から記入内容の確認を求められる場合がありますので、領収書は5年間保存する必要があります。

※1 提出が不要となる領収書には、医療費控除を受けるために必要な医師などが発行した証明書は除きます。

（例：おむつ使用証明書、在宅介護費用証明書など）

※2 平成31年分の確定申告までは、従来どおり領収書の添付または提示によることもできます。

◇国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」（www.nta.go.jp）をご利用いただくと、自宅などで確定申告書が作成できますので、書面で印刷して送付またはe-Taxで送信（事前準備が必要）のいずれかでご提出ください。

◇「確定申告書等作成コーナー」の操作や確定申告に関するご質問、ご相談は、まずはお電話にてお問い合わせください。

「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」 ☎0570-01-5901

【受付時間】月曜～金曜日（祝日および12月29日～1月3日を除きます）午前9時～午後5時

確定申告や税に関するお問い合わせ

・役場税務課 ☎68-2211（内線264・265）

・竜ヶ崎税務署 ☎66-1303（自動音声案内） 〒301-8601 龍ヶ崎市川原代町1182-5

